

京都府公報

号 外 第 16 号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ページ
○京都府豊かな緑を守る条例及び京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（循環型社会推進課、森の保全推進課）	1
○宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則等の一部を改正する規則（循環型社会推進課、経営支援・担い手育成課、森の保全推進課、建築指導課）	〃

訓 令	
○部課長専行規程及び京都府地方機関処務規程の一部を改正する訓令（経営支援・担い手育成課、森の保全推進課、建築指導課）	29
告 示	
○宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定（循環型社会推進課、経営支援・担い手育成課、森の保全推進課、建築指導課）	〃

規 則

次に掲げる規則をここに公布する。

京都府豊かな緑を守る条例及び京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則等の一部を改正する規則

令和 7 年 4 月 30 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第58号

京都府豊かな緑を守る条例及び京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都府豊かな緑を守る条例及び京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年京都府条例第15号）の施行期日は、令和 7 年 5 月 1 日とする。

京都府規則第59号

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則等の一部を改正する規則

（宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部改正）

第 1 条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和39年京都府規則第25号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「申請地に係る土地」を「、宅地造成等工事規制区域に係るものにあつては当該宅地造成等工事規制区域」に、「長に」を「長に、特定盛土等規制区域に係るものにあつては当該特定盛土等規制区域を所管する京都府広域振興局長に、それぞれ」に改め、同条第 1 号中「当該区分」を「それぞれ」に改め、同条第 1 号アを次のように改める。

ア 京都府広域振興局長等に権限を委任する規則（昭和31年京都府規則第 7 号）その他の規則の規定に基づき、京都府土木事務所又は京都府広域振興局長が許可申請書、協議書、変更許可申請書及び変更協議書の許可等に係る知事の権限に属する事務の委任を受けている場合 正本 1 部及びその写し 3 部並びに副本 1 部

第 1 条第 2 号中「その他の」を「並びに前号、第 3 号及び第 4 号に掲げる書類以外の」に、「その写し」を「副本」に改め、同条第 3 号中「第13条の」を「第14条に規定する」に改め、同条中同号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3）完了検査申請書、中間検査申請書、一部完了検査申請書及び一部確認申請書 1 部

第 2 条第 1 項中「省令第 7 条第 1 項第10号に規定する同意を得たことを証する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 省令第7条第1項第10号又は第2項第8号に掲げる書類

(2) 省令第63条第1項第1号又は第2項第1号（それぞれ前号に規定する規定に係る部分に限る。）に掲げる書類
第2条第2項中「に規定する」を「及び第2項第10号並びに第63条第1項第2号及び第2項第2号に掲げる」に改め、同項第1号中「第7条第1項第7号」の右に「若しくは第2項第5号又は第63条第1項第1号若しくは第2項第1号」を加え、同項第2号ア中「省令第7条第1項第8号イに掲げる書類」を「登記事項証明書」に改め、同項第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 営業沿革調書（別記第2号様式）

(5) 工事経歴書（別記第3号様式）

(6) 設計図書を作成した者の資格調書（別記第4号様式）

第3条中「含む。」の右に「又は第33条第2項（法第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「宅地造成等」という。）に関する工事」を加え、「（別記第2号様式）」を「（別記第5号様式）」に改める。

第4条第1項中「第15条第1項」の右に「又は第34条第1項」を加え、「宅地造成等に関する工事の協議書（別記第3号様式）」に省令第7条第1項を「次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に掲げる書類に省令第7条第1項各号」に、「に定める」を「若しくは第2項各号（第10号を除く。）又は第63条第1項第1号若しくは第2項第1号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（別記第6号様式）

(2) 土石の堆積に関する工事 土石の堆積に関する工事の協議書（別記第7号様式）

第5条中「第12条第1項」の右に「又は第30条第1項」を、「第15条第1項」の右に「又は第34条第1項」を加え、「（別記第4号様式）」を「（別記第8号様式）」に改める。

第6条中「第16条第1項」の右に「又は第35条第1項」を加え、「に定める申請書及び書類」を「又は第67条に規定する申請書」に改める。

第7条第1項中「第16条第2項」の右に「又は第35条第2項」を加え、「（別記第5号様式）」を「（別記第9号様式）」に改め、同条第2項中「許可を含む。」の右に「又は第30条第1項の許可（法第35条第1項の規定による変更の許可を含む。）を」、「場合を含む。」の右に「又は第34条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第1号中「別記第6号様式」を「現場管理者変更届（別記第10号様式）」に改め、同項第2号中「別記第7号様式」を「許可工事の中止・再開・廃止届（別記第11号様式）」に改める。

第8条第1項中「第15条第1項」の右に「又は法第35条第3項において準用する法第34条第1項」を加え、「宅地造成等に関する工事の変更協議書（別記第8号様式）」に省令第7条第1項を「次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に掲げる書類に省令第7条第1項各号」に、「に定める」を「若しくは第2項各号（第10号を除く。）又は第63条第1項第1号若しくは第2項第1号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書（別記第12号様式）

(2) 土石の堆積に関する工事 土石の堆積に関する工事の変更協議書（別記第13号様式）

第12条を削る。

第11条中「第20条第1項」の右に「（令第30条第1項において準用する場合を含む。）」を加え、「法第13条第1項」を「令第8条（令第18条又は第30条第1項において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「第20条第2項」の右に「（令第30条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第1号中「第12条」の右に「（令第30条第1項において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第11条とする。

第9条中「第3項及び第4項」を「第3項若しくは第4項又は第40条第1項、第3項若しくは第4項」に、「第52条各項」を「第52条」に、「又は第56条に定める」を「、第56条、第82条、第85条又は第86条に規定する」に改め、「又は書類」を削り、同条を第10条とする。

第8条の次に次の1条を加える。

（定期の報告）

第9条 法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告をしようとする者は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める報告書を知事に提出しなければならない。

(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（別記第14号様式）

(2) 土石の堆積に関する工事 土石の堆積に関する工事の定期報告書（別記第15号様式）

第16条を第17条とする。

第15条第1項中「別記第13号様式」を「身分証明書（別記第22号様式）」に改め、同条を第16条とする。

第14条中「別記第12号様式」を「土地の試掘等の許可証（別記第21号様式）」に改め、同条を第15条とする。

第13条中「証明願（別記第11号様式）」を「申請書（別記第20号様式）」に改め、同条を第14条とし、同条の前に次の1条を加える。

（工事の一部完了検査等）

第13条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第12条第1項の許可（法第16条第1項の規定による変更の許可を含む。以下この条において同じ。）又は法第30条第1項の許可（法第35条第1項の規定による変更の許可を含む。以下この条において同じ。）を受けた者は、これらの許可に係る工事の一部が完了した場合において、その部分の工事が次の各号のいずれかに該当するときは、その部分の工事が法第13条第1項又は第31条第1項の規定に適合しているかどうかについての知事の検査（以下「一部完了検査」という。）を申請することができる。

- (1) 当該工事に係る一部完了検査を受けようとする土地の分割が可能であり、かつ、分割された土地のそれぞれが独立して安全に使用し得るとき。
- (2) 当該工事に係る一部完了検査を受けようとする土地の使用が、他の土地の災害防止に支障がないと認められるとき。
- (3) その他一部完了検査を行うことについて知事が支障がないと認めるとき。

2 前項の申請は、宅地造成又は特定盛土等の工事一部完了検査申請書（別記第16号様式）を知事に提出することにより行わなければならない。

3 土石の堆積に関する工事について法第12条第1項の許可又は法第30条第1項の許可を受けた者は、これらの許可に係る工事の一部が完了した場合において、その部分の工事が次の各号のいずれかに該当するときは、その部分の土地について堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについての知事の確認（以下「一部完了確認」という。）を申請することができる。

- (1) 当該工事に係る一部完了確認を受けようとする土地について、堆積した全ての土石を除却するものであるとき。
- (2) 当該工事に係る一部完了確認を受けようとする土地の分割が可能であり、かつ、分割された土地のそれぞれが独立して安全に使用し得るとき。
- (3) 当該工事に係る一部完了確認を受けようとする土地の使用が、他の土地の災害防止に支障がないと認められるとき。
- (4) その他一部完了確認を行うことについて知事が支障がないと認めるとき。

4 前項の申請は、土石の堆積の工事一部完了確認申請書（別記第17号様式）を知事に提出することにより行わなければならない。

5 知事は、一部完了検査又は一部完了確認の結果、当該一部完了検査に係る部分の工事が法第13条第1項又は第31条第1項の規定に適合し、又は当該一部完了確認に係る部分の土地について堆積されていた全ての土石の除却が行われたと認めた場合においては、それぞれ工事一部完了検査済証（別記第18号様式）又は工事一部完了確認済証（別記第19号様式）を申請者に交付するものとする。

別記第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

宅地造成等工事施行同意書

年 月 日

申 請 者 住 所
氏 名

申請者が宅地造成及び特定盛土等規制法の規定による許可を受けて宅地造成等に関する工事を実施することについて、次のとおり同意します。

物 件 の 種 別	物件の所在 及 び 地 番	地 目 又 は 工作物の種類	権 利 の 種 類	同 意 の 年 月 日	権 利 者 の 住 所 及 び 氏 名 又 は 名 称	印

- 備考 1 「物件の種類」欄は、土地又は工作物のいずれか該当するものを記入してください。
- 2 「権利の種類」欄は、所有権、賃借権、地上権、抵当権等の種類を記入してください。
- 3 「印」欄は、印鑑証明書の印鑑と同一のものを押印してください。
- 4 この同意書に併せて、同意者が、法人の場合にあつては代表者がこの同意書に基づく同意に係る代表権を有することを証する書類及び印鑑証明書、個人の場合にあつては印鑑登録証明書を添付してください。

別記第13号様式中「(第15条関係)」を「(第16条関係)」に改め、同様式を別記第22号様式とする。
別記第12号様式中「(第14条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式を別記第21号様式とする。
別記第11号様式中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に、「証明願」を「申請書」に、

「 建 築 基 準 法 第 6 条 第 1 項
第 6 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ る 確 認 済 証 の 交 付

を

畜 舎 等 の 建 築 等 及 び 利 用 の 特 例 に 関 す る 法 律 第 3 条 第 1 項
第 4 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 認 定

」

「 建 築 基 準 法 第 6 条 第 1 項
第 6 条 の 2 第 1 項
第 88 条 (第 1 項・第 2 項) に お い て 準 用 す る 同 法 第 6 条 第 1 項
第 88 条 (第 1 項・第 2 項) に お い て 準 用 す る 同 法 第 6 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ る
確 認 済 証 の 交 付 に、「宅
畜 舎 等 の 建 築 等 及 び 利 用 の 特 例 に 関 す る 法 律 第 3 条 第 1 項
第 4 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 認 定

地造成等に関する工事が」を「土地における建築物又は予定建築物等に係る建築等の計画が同条に規定する」に、「証明願います」を「証する書面の交付を申請します」に、

工事をした土地の所在地及び地番		を
-----------------	--	---

申請に係る土地又は予定建築物等の所在地		に、
証 明 区 分	(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の許可を受ける必要がないことの証明 (2) その他	
許 可 番 号 (変 更 許 可 番 号)	(年 月 日 第 号 年 月 日 第 号)	

そ の 他 必 要 な 事 項		を
第 号		」

そ の 他 必 要 な 事 項	
-----------------	--

備考 1 「証明区分」欄は、該当する区分の番号を○印で囲んでください。(2)を選択した場合は、許可番号等を該当欄に記載してください。

に、

2 手数料の支払時に交付を受けた納付済証等は、この申請書に添付してください。

第 号

」

「願い出」を「申請」に改め、同様式を別記第20号様式とする。

別記第10号様式中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に、「宅地造成等に関する工事の一部検査済証」を「工事一部完了検査済証」に、「の宅地造成等」を「の宅地造成又は特定盛土等」に改め、「第13条第1項」の右に「又は第31条第1項」を、「ことを」の右に「下記のとおり」を加え、「検査員職氏名印」を「検査員職氏名」に改め、「㊞」を削り、同様式を別記第18号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第19号様式（第13条関係）

工事一部完了確認済証

第 年 月 号 日 京都府知事 	
下記の土石の堆積に係る工事は、添付図面に明示した部分について確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されていたことを下記のとおり証明します。	
記	
許可・協議成立年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
確認した土地の所 在 地 及 び 地 番	
工 事 主 住 所 氏 氏 名	
工 事 一 部 確 認 年 月 日	
確 認 を 行 う 職 員 の 職 氏 名	

別記第9号様式中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に、「宅地造成等」を「宅地造成又は特定盛土等」に、「第12条第1項」を「第13条第1項」に改め、「検査を」の右に「次のとおり」を加え、

「建設業登録 年 月 日 第 号」を削り、同様式を別記第16号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第17号様式（第13条関係）

土石の堆積の工事一部完了確認申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第13条第1項の規定による確認を次のとおり申請します。 年 月 日 京都府知事 様 工事主 住 所 氏 名 (電話)	
許可・協議成立の年月日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
工事の一部完了年月日	年 月 日
工 事 が 一 部 完 了 し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
申 請 の 理 由	
工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
現 場 管 理 者 住 所 氏 名	

- 備考 1 この申請書には、完了した工事の部分を明らかにした図面を添付してください。
- 2 不要な文字は、抹消してください。

別記第8号様式を削り、別記第7号様式を別記第11号様式とし、同様式の次に次の4様式を加える。

第12号様式（第8条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第3項又は第35条第3項の規定により、次のとおり協議します。

年 月 日

京都府知事 様

協議者

1 工 事 主 住 所 氏 名 (法 人 役 員 住 所 氏 名)		電 話 番			
2 設 計 者 住 所 氏 名		電 話 番			
3 工 事 施 行 者 住 所 氏 名		電 話 番			
4 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 (代 表 地 点 の 緯 度 経 度)		〔 緯 度 : 度 分 秒 〕 〔 経 度 : 度 分 秒 〕			
5 土 地 の 面 積		平方メートル			
6 工事着手前の土地の利用状況					
7 工事完了後の土地利用					
8 盛 土 の 種 類		平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9 土 地 の 地 形		溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	(1) 盛土又は切土の高さ	メートル			
	(2) 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	(3) 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	(4) 擁壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	(5) 崖面崩壊防止施設	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル

(6) 排水施設	番 号	種 類	内 の り 寸 法	延 長
			センチメートル	メートル
(7) 崖面の保護の方法				
(8) 崖面以外の地表面の保護の方法				
(9) 工事中の危険防止のための措置				
(10) その他の措置				
(11) 工事着手予定年月日				
(12) 工事完了予定年月日				
(13) 工程の概要				
11 そ の 他 必 要 な 事 項				
12 変 更 の 理 由				
13 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議成立年月日及び番号		年 月 日 第 号		
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄		※ 変更協議成立番号欄	
年 月 日			年 月 日	
第 号			第 号	
係員名			係員名	
注意 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 1 欄から10欄までは、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。 3 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴い、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議成立通知書

※ 協 議 成 立 通 知 欄	この協議書及び添付図書に記載の宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、協議が成立しましたので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第8条第2項の規定により、次のとおり通知します。 変更協議成立番号 第 号 年 月 日 協議者 京都府知事 印		
1	土 地 の 所 在 地 及 び 地 番		
2	工 事 主 住 所 氏 名		
3	許 可 番 号		
4	許 可 対 象 行 為	宅地造成 ・ 特定盛土等	
5	許 可 期 間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	
6	条 件		

第13号様式（第8条関係）

土石の堆積に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第3項又は第35条第3項の規定により、次のとおり協議します。 年 月 日 京都府知事 様 協議者			
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	電話 番	
2	設計者住所氏名	電話 番	
3	工事施行者住所氏名	電話 番	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	〔緯度： 度 分 秒〕 〔経度： 度 分 秒〕	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工事の概要	(1) 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	(2) 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	(3) 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	(4) 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	(5) 勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	(6) 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	(7) 空地の設置	番号	空地の幅
			メートル
(8) 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
(9) 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
(10) 工事中の危害防止のための措置			

(11) その他の措置			
(12) 工事着手予定年月日	年	月	日
(13) 工事完了予定年月日	年	月	日
(14) 工程の概要			
8 土石の堆積に関する工事の協議成立年月日及び番号	年	月	日 第 号
9 変 更 の 理 由			
10 そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄		※ 変更協議成立番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員名			係員名
注意 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 1 欄から7 欄までは、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。 3 10欄は、土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴い、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

土石の堆積に関する工事の変更協議成立通知書

※ 協 議 成 立 通 知 欄	この協議書及び添付図書に記載の土石の堆積に関する工事については、協議が成立しましたので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第8条第2項の規定により、次のとおり通知します。 変更協議成立番号 第 号 年 月 日 協議者 京都府知事 印		
1 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番			
2 工 事 主 住 所 氏 名			
3 許 可 番 号			
4 許 可 期 間		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	
5 条 件			

第14号様式（第9条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第19条第1項 第38条第1項 の規定により、				
宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、次のとおり報告します。 年 月 日 京都府知事 様				
住所 氏名 (電話)				
1 工 事 主 住 所 氏 名 (法 人 役 員 住 所 氏 名)				
2 設 計 者 住 所 氏 名				
3 工 事 施 行 者 住 所 氏 名				
4 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 (代 表 地 点 の 緯 度 経 度)	緯度： 経度： 度 度 分 分 秒 秒			
5 工事の許可年月日及び許可番号 ※ 工事の協議成立年月日及び番号				
6 報 告 年 月 日	1 回 目	2 回 目	3 回 目	4 回 目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
7 報告時点における盛土又は切土の高さ	メートル	メートル	メートル	メートル
8 報告時点における盛土又は切土の面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
9 報告時点における盛土又は切土の土量	立方メートル	立方メートル	立方メートル	立方メートル
10 報告時点における擁壁等に関する工事の施行状況				

注 1 5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用してください。

2 報告時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付してください。

第15号様式（第9条関係）

土石の堆積に関する工事の定期報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第19条第1項 第38条第1項 の規定により、				
土石の堆積に関する工事について、次のとおり報告します。 年 月 日 京都府知事 様 住所 氏名 (電話)				
1 工 事 主 住 所 氏 名 (法 人 役 員 住 所 氏 名)				
2 設 計 者 住 所 氏 名				
3 工 事 施 行 者 住 所 氏 名				
4 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 (代 表 地 点 の 緯 度 経 度)	緯度： 度 分 秒 経度： 度 分 秒			
5 工事の許可年月日及び許可番号 ※ 工事の協議成立年月日及び番号				
6 報 告 年 月 日	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
7 報告時点における土石の堆積の高さ	メートル	メートル	メートル	メートル
8 報告時点における土石の堆積の面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
9 報告時点における堆積されている土石の土量	立方メートル	立方メートル	立方メートル	立方メートル
10 前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量				

- 注 1 5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用してください。
- 2 報告時点における土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付してください。

別記第6号様式を別記第10号様式とし、別記第5号様式を別記第9号様式とし、別記第4号様式中「より」の右に「、次のとおり」を加え、同様式を別記第8号様式とする。

別記第3号様式を削り、別記第2号様式中

土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
申 請 年 月 日 受 付 番 号	年 月 日 第 号

を

1 工事を行う土地 の所在地及び地番	
2 工事主住所氏名	
3 申請年月日受付 番号	年 月 日 第 号
4 申請対象行為	宅地造成・特定盛土等・土石の堆積

に、

「同法第14条第2項）」を「第14条第2項・第33条第2項・第35条第3項において準用する第33条第2項）」に改め、同様式を別記第5号様式とし、同様式の次に次の2様式を加える。

第6号様式（第4条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項又は第34条第1項の規定により、次のとおり協議します。					
年 月 日			協 議 者		
京都府知事 様					
1	工 事 主 住 所 氏 名 (法人役員住所氏名)		電 話		番
2	設 計 者 住 所 氏 名		電 話		番
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名		電 話		番
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		緯度： 度 分 秒 経度： 度 分 秒		
5	土 地 の 面 積		平方メートル		
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛 土 の 種 類 平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土				
9	土 地 の 地 形 溪流等への該当 有・無				
10 工 事 の 概 要	(1) 盛土又は切土の高さ		メートル		
	(2) 盛土又は切土をする 土地の面積		平方メートル		
	(3) 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	(4) 擁壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	(5) 崖面崩壊防止施設	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	(6) 排水施設	番 号	種 類	内 の り 寸 法	延 長
				センチメートル	メートル
(7) 崖面の保護の方法					
(8) 崖面以外の地表面の 保護の方法					
(9) 工事中の危害防止の ための措置					
(10) その他の措置					
(11) 工事着手予定年月日	年	月	日		
(12) 工事完了予定年月日	年	月	日		
(13) 工程の概要					
11	そ の 他 必 要 な 事 項				
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄		※ 協 議 成 立 番 号 欄	
年 月 日				年 月 日	
第 号				第 号	
係員名				係員名	
注意 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、○印を付し、かつ、資格を有する ことを証明するに足る資料をこの協議書に添付してください。 3 11 欄は他の法令の認可、許可等を要する場合においてだけ、その認可、許可等の手続の状況を記入してください。					

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議成立通知書

※協議成立通知欄	この協議書及び添付図書に記載の宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、協議が成立しましたので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第4条第2項の規定により、次のとおり通知します。 協議成立番号 第 号 年 月 日 京都府知事 印		
1	土地の所在地及び地番		
2	工事主住所氏名		
3	許可番号		
4	許可対象行為	宅地造成 ・ 特定盛土等	
5	許可期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	
6	条 件		

第7号様式（第4条関係）

土石の堆積に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項又は第34条第1項の規定により、次のとおり協議します。			
年 月 日		協 議 者	
京都府知事 様			
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	電話	番
2	設計者住所氏名	電話	番
3	工事施行者住所氏名	電話	番
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	緯度： 度 分 秒 経度： 度 分 秒	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工事の概要	(1) 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	(2) 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	(3) 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	(4) 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	(5) 勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	(6) 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	(7) 空地の設置	番号	空地の幅
			メートル
	(8) 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	(9) 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	(10) 工事中の危害防止のための措置		
	(11) その他の措置		
(12) 工事着手予定年月日	年	月	日
(13) 工事完了予定年月日	年	月	日
(14) 工程の概要			
8	その他の必要な事項		
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄	
※ 協議成立番号欄			
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
係員名		係員名	
注意 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、○印を付し、かつ、資格を有することを証明するに足る資料をこの協議書に添付してください。 3 8欄は他の法令の認可、許可等を要する場合においてだけ、その認可、許可等の手続の状況を記入してください。			

土石の堆積に関する工事の協議成立通知書

※協議成立通知欄	この協議書及び添付図書に記載の土石の堆積に関する工事については、協議が成立しましたので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第4条第2項の規定により、次のとおり通知します。 協議成立番号 第 号 年 月 日 京都府知事 印				
1	土地の所在地及び地番				
2	工事主住所氏名				
3	許可番号				
4	許可期間	(自)	年	月	日
		(至)	年	月	日
5	条 件				

別記第1号様式の次に次の3様式を加える。

第2号様式（第2条関係）

営 業 沿 革 調 書

住 所

工事主

氏 名

創 業		年 月 日
創 業 後 の 沿 革		年 月 日
法令に基づく許可・登録等の番号及び 年月日（建設業法、宅地建物取引業法 その他）		年 月 日
主 要 取 引 金 融 機 関 名		
資 本 金		

備考 「創業後の沿革」欄は、組織の変更、合併、分割、営業の休止、営業の再開、商号若しくは名称の変更又は資本金額の変更を記載してください。

第3号様式（第2条関係）

工 事 經 歷 書

住所

工事施行者

氏 名

工 事 名	注 文 者	工事場所のある 都 道 府 県 名	元 請 又 は 下 請 の 区 別	工 事 金 額	着 工 年 月
					完 成 又 は 完 成 予 定 年 月

備考 許可申請をしようとする日の属する事業年度の直前の事業年度について記載してください。

第4号様式（第2条関係）

設計図書を作成した者の資格調書

年 月 日作成

氏 名					
現 住 所					
勤 務 先 （所在地・名称）		(電話)			
最 終 学 校	学校名 年 月 日	学科名	修業年数 年	卒業 中退	
資 格 該 当 条 文		宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条 □第1号 □第2号 □第3号 □第4号 □第5号			
資 免 格 許	名 称	技術士	一級建築士	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第35条 □第1号ト □第2号	
	登 録 番 号 等	() 部門 第 号	第 号		
	取 得 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
実 務 経 歴 土木又は建築の技術		勤 務 先	実 務 内 容	実務に 従事した期間	期間合計
				年 月から 年 月まで	年 月
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 設計者氏名					

- 備考 1 技術士登録証の写し、一級建築士免許証の写し又は土木若しくは建築の技術に関して10年以上の実務の経験を証する書面及び都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習の修了証の写しを添付してください。
- 2 技術士の資格がない場合、一級建築士の資格がない場合、土木若しくは建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有していない場合又は都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了していない場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条第1号から第4号までに掲げる者に該当することを証する書面を添付してください。

（京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則の一部改正）

第2条 京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則（昭和31年京都府規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「から第25号まで、第28号から第37号まで、第39号、第40号、第42号から第45号まで、第48号、第50号、第52号から第55号まで及び第57号から第62号まで」を「、第24号、第26号、第29号から第38号まで、第40号、第41号、第43号から第46号まで、第49号、第51号、第53号から第56号まで及び第58号から第63号まで」に改め、同条第2項中第62号を第63号とし、第58号から第61号までを1号ずつ繰り下げ、同項第57号チ中「第37条」を「第34条」に改め、同号ツ中「第38条第1項」を「第35条第1項」に改め、同項中同号を第58号とし、第56号を第57号とし、第25号から第55号までを1号ずつ繰り下げ、第24号の次に次の1号を加える。

- (25) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この号において「法」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）の定めるところにより行う次に掲げる事務。ただし、オ、ケ、タ、テ及びトに掲げる事務（特定盛土等又は土石の堆積が行われる土地に森林（森林法第5条第1項の規定による地域森林計画の対象となっている民有林に限る。以下この号において同じ。）が含まれる場合におけるものに限る。）については、当該土地（森林に限る。）の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合を除く。
- ア 法第27条第1項の規定による特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の届出の受理
- イ 法第27条第2項（法第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定による特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に関する事項の公表及び通知
- ウ 法第27条第3項及び第4項（法第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定による必要な措置をとるべきことの勧告及び措置命令
- エ 法第28条第1項の規定による変更の届出の受理
- オ 法第30条第1項の規定による特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可。ただし、特定盛土等又は土石の堆積が行われる土地に農地又は森林が含まれる場合においては、当該特定盛土等若しくは土石の堆積が行われる農地の面積が4ヘクタールを超える場合又は当該特定盛土等若しくは土石の堆積が行われる森林の面積が10ヘクタールを超える場合のいずれにも該当しない場合に限る。
- カ 法第30条第4項（法第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に関する事項の公表及び通知（いずれもオ及びケに掲げる事務に係るものに限る。）
- キ 法第33条第2項（法第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可証の交付及び不許可の通知（いずれもオ及びケに掲げる事務に係るものに限る。）
- ク 法第34条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議。ただし、特定盛土等又は土石の堆積が行われる土地に農地が含まれる場合を除く。
- ケ 法第35条第1項の規定による特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更の許可。ただし、特定盛土等又は土石の堆積が行われる土地に農地又は森林が含まれる場合においては、当該特定盛土等若しくは土石の堆積が行われる農地の面積が4ヘクタールを超える場合又は当該特定盛土等若しくは土石の堆積が行われる森林の面積が10ヘクタールを超える場合のいずれにも該当しない場合に限る。
- コ 法第35条第2項の規定による特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出の受理（オ及びケに掲げる事務に係るものに限る。）
- サ 法第36条の規定による工事完了の検査及び検査済証の交付（いずれもオ及びクに掲げる事務に係るものに限る。）
- シ 法第36条の規定による工事完了の確認及び確認済証の交付（いずれもオ及びクに掲げる事務に係るものに限る。）
- ス 法第37条の規定による特定工程に係る中間検査及び中間検査合格証の交付（いずれもオ及びクに掲げる事務に係るものに限る。）
- セ 法第38条第1項の規定による報告の受理（オ及びクに掲げる事務に係るものに限る。）
- ソ 法第39条第1項の規定による特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の取消し（オ及びケに掲げる事務に係るものに限る。）
- タ 法第39条第2項から第5項までの規定による監督処分。ただし、監督処分に係る土地に農地が含まれる場合においては、当該監督処分に係る農地の面積が4ヘクタール以下であるものに限る。
- チ 法第40条第1項、第3項及び第4項の規定による特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の届出の受理
- ツ 法第40条第2項の規定による特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に関する事項の公表及び通知
- テ 法第41条第2項の規定による勧告。ただし、特定盛土等又は土石の堆積が行われた土地に農地が含まれる場合においては、当該特定盛土等又は土石の堆積が行われた農地の面積が4ヘクタール以下であるものに限る。
- ト 法第42条の規定による改善命令。ただし、特定盛土等又は土石の堆積が行われた土地に農地が含まれる場合においては、当該特定盛土等又は土石の堆積が行われた農地の面積が4ヘクタール以下であるものに限る。
- ナ 法第43条第1項の規定による立入検査（ウ、オ、ケ、サからスまで、ソ、タ及びトに掲げる事務に係るものに限る。）
- ニ 法第44条の規定による報告の徴取。ただし、工事が行われている土地に農地が含まれる場合においては、当

該工事が行われている農地の面積が4ヘクタール以下であるものに限る。

ヌ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定による法第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付

第2条第12項第8号チ中「第37条」を「第34条」に改め、同号ツ中「第38条第1項」を「第35条第1項」に改める。

第2条第14項第42号を次のように改める。

(42) 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この号において「法」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則の定めるところにより行う次に掲げる事務。ただし、アからサまで及びスからチまでに定める事務については、宅地造成等に関する工事に係る土地の面積が1ヘクタール未満のものに限る。

ア 法第12条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の許可

イ 法第12条第4項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の許可に関する事項の公表及び通知

ウ 法第14条第2項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の許可証の交付及び不許可の通知

エ 法第15条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の協議

オ 法第16条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の変更の許可

カ 法第16条第2項の規定による宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出の受理

キ 法第17条の規定による工事完了の検査及び検査済証の交付

ク 法第17条の規定による工事完了の確認及び確認済証の交付

ケ 法第18条の規定による特定工程に係る中間検査及び中間検査合格証の交付

コ 法第19条第1項の規定による報告の受理

サ 法第20条の規定による監督処分

シ 法第21条第1項、第3項及び第4項の規定による宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事に関する工事等の届出の受理

ス 法第21条第2項の規定による宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に関する事項の公表及び通知

セ 法第22条第2項の規定による勧告

ソ 法第23条の規定による改善命令

タ 法第24条第1項の規定による立入検査

チ 法第25条の規定による報告の徴取

ツ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定による法第12条第1項又は第16条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付

（都市計画法施行細則の一部改正）

第3条 都市計画法施行細則（昭和46年京都府規則第45号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第1条関係）

工 事 計 画 概 要 書

住所

設計者

氏名

1 盛土又は切土の高さ		メートル						
2 盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル		盛土の面積	平方メートル			
				切土の面積	平方メートル			
3 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		搬 入 土 量	立方メートル			
	切 土	立方メートル		搬 出 土 量	立方メートル			
4 擁壁	番 号	構 造	高 さ		延 長			
			メートル		メートル			
5 崖面崩壊防止施設	番 号	構 造	高 さ		延 長			
			メートル		メートル			
6 排水施設	河川・水路等	番 号	種 類		内 の り 寸 法		延 長	
					メートル		メートル	
	下水道	ミリメートル		ミリメートル		ミリメートル		合計延長 メートル
		管径		管径		管径		
		メートル		メートル		メートル		
		延長		延長		延長		
	材料		材料		材料			
7 道路	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル		
	幅員	幅員	幅員	幅員	幅員	幅員		
	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル		
	延長	延長	延長	延長	延長	延長		
	路面工法				道路面積合計		平方メートル	
8 公園、広場、緑地	ア()		イ()		ウ()		エ()	
	平方メートル		平方メートル		平方メートル		平方メートル	
9 消防用に供する貯水施設	ア貯水槽 (箇所)		イ消火栓 (箇所)		ウ池、沼、川(箇所)			
	縦	メートル	容量 立方 メートル	管径	ミリメートル	常時貯水量	立方メートル	
	横	メートル		1分間給水量	立方メートル	1分間給水量	立方メートル	
	深さ	メートル		連続40分間給水	可 否	連続40分間給水	可 否	
10 崖面の保護の方法								
11 崖面以外の地表面の保護の方法								
12 工事の危害防止のための措置								
13 その他の措置								
14 工程の概要								

- 備考 1 1 欄は盛土又は切土（盛土と切土とを同時にする場合は、当該盛土及び切土）をする前後の地盤面の標高の差を記載してください。
- 2 6 欄の排水施設「種類」は、側溝、水路、河川等の別に記載してください。
- 3 8 欄の（ ）内は、公園、広場、緑地等の別を記載してください。

別記第4号様式中	「			を	に、「がけのり面」を「崖のり面」に
	旧宅地造成工事規制区域	砂防指定地（ ）			
	風致地区（ ）	都市計画街路（ ）	近郊緑地保全区域		
	国定公園	保安林（ ）			
	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域	造成宅地防災区域		
	砂防指定地（ ）	風致地区（ ）	都市計画街路（ ）		
	近郊緑地保全区域	国定公園	保安林（ ）		

改める。

（京都府豊かな緑を守る条例施行規則の一部改正）

第4条 京都府豊かな緑を守る条例施行規則（平成18年京都府規則第4号）の一部を次のように改正する。

第16条第7号中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第32条及び第33条を削る。

第34条中「第34条第8項及び第38条第2項」を「第35条第2項」に改め、同条を第32条とする。

第35条中「第40条」を「第37条」に改め、同条を第33条とし、第36条を第34条とし、第37条を第35条とする。

別表第4中「（第35条関係）」を「（第33条関係）」に改め、(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)から(7)までを(4)から(6)までとし、その次に次のように加える。

(7) 京田辺市土採取の規制に関する条例（令和元年京田辺市条例第19号）第8条、第9条、第12条、第15条、第17条、第23条、第25条、第27条及び第28条の規定

別表第4の(8)を次のように改める。

(8) 京田辺市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（令和元年京田辺市条例第20号）第10条、第11条、第14条、第17条、第19条、第26条、第28条、第30条及び第31条の規定

別表第4中(9)を削り、(10)を(9)とし、(11)から(13)までを(10)から(12)までとし、同表の(14)中「第6条から第11条まで、第14条から第16条まで及び第18条」を「第9条から第13条まで、第17条、第20条から第22条まで及び第24条」に改め、同表中(14)を(13)とし、(15)から(19)までを(14)から(18)までとする。

別記第29号様式を削る。

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部改正）

第5条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成18年京都府規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中	「			を	に改める。
	砂防指定地	急傾斜地崩壊危険区域	保安林		
	地すべり防止区域	風致地区	国定公園		
	旧宅地造成工事規制区域	その他（ ）			

「	に改める。	」
	砂防指定地	急傾斜地崩壊危険区域
	地すべり防止区域	風致地区
	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域
	造成宅地防災区域	その他（ ）

（京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成21年京都府規則第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第8条第1項」の右に「又は第9条第1項」を、「受けた」の右に「者が行う当該許可に係る」を加え、「の規定により届け出た」を「又は第8項の規定による届出をした市町村が行う当該届出に係る」に改め、「第15条第1項」の右に「又は第15条の2の6第1項」を加え、同条第2号中「第22条第1項」の右に「又は第23条第1

項」を加え、「設置する同項に規定する」を「行う当該許可に係る」に改める。

第7条第3項第2号中「申請者が法人の場合については、」を削り、「登記事項証明書」の右に「(申請者が法人である場合に限る。)」を加え、同項第4号中「申請者が埋立て等区域及び施設設置区域内の土地の所有権を有しない場合については、」を削り、「書面」の右に「(申請者が埋立て等区域及び施設設置区域内の土地の所有権を有しない場合に限る。)」を加え、同項第10号中「計画断面図」の右に「(条例第11条第2項各号のいずれにも該当しない場合に限る。)」を加え、同項第11号中「書面」の右に「(条例第11条第2項各号のいずれにも該当しない場合に限る。)」を加え、同項第12号を次のように改める。

- (12) 安定計算(土質試験その他の調査又は試験に基づき行う土地の埋立て等の構造の安定性の計算をいう。以下同じ。)の内容を記載した書面(条例第11条第2項各号のいずれにも該当しない場合であって、かつ、当該安定計算を行った場合に限る。)

第7条第3項第15号中「登録された計量士のうち濃度に係る計量士」を「計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号)第50条第1号に規定する環境計量士(濃度関係)の登録を受けた者」に改め、同項第16号中「構造計算書」の右に「(条例第11条第2項各号のいずれにも該当しない場合に限る。)」を加える。

第8条第3項中「第11条第2項」を「第11条第2項第1号」に改め、「許認可等を受けて行われる」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る土地の埋立て等及び同法第36条、第37条、第39条第1項又は第48条第1項若しくは第2項の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等
- (2) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第3条、第10条第1項、第12条第1項又は第27条第1項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等及び同法第10条第2項又は第12条第2項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る土地の埋立て等
- (3) 鉱業法(昭和25年法律第289号)第63条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る土地の埋立て等及び同条第2項(同法第87条において準用する場合を含む。)又は同法第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可を受けた者(同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定による施業案の認可を受けたとみなされる場合における鉱業権の移転を受けた者を含む。)が行う当該認可に係る土地の埋立て等
- (4) 採石法(昭和25年法律第291号)第33条又は第33条の5第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る土地の埋立て等及び同法第33条の13又は第33条の17の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等
- (5) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等及び同法第10条の3の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等
- (6) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項又は第21条第3項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等及び同法第34条第1項の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等
- (7) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第11条第1項の規定による承認を受けた者が行う当該承認に係る土地の埋立て等、同法第18条第1項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等及び同法第21条第1項若しくは第2項又は第23条第1項若しくは第2項の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等
- (8) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等及び同法第20条第2項若しくは第3項、第23条第1項若しくは第2項、第39条第2項若しくは第3項、第42条第1項若しくは第2項又は第47条第1項若しくは第2項の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等
- (9) 河川法(昭和39年法律第167号)第27条第1項、第55条第1項又は第57条第1項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等及び同法第75条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等
- (10) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条又は第20条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る土地の埋立て等及び同法第23条の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等
- (11) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項若しくは第2項又は第35条の2第1項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等及び同法第81条第1項の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等
- (12) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等及び同法第8条第1項又は第10条第1項若しくは第2項の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等

- (13) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等及び同法第15条の3の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等
- (14) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項、第8条第1項、第9条第1項、第14条第6項、第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等（第3条第1号に該当するものを除く。）
- (15) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第8条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る土地の埋立て等、同法第8条第2項又は第9条第1項の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等、同法第14条第1項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等及び同法第15条により準用する同法第9条第1項の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等
- (16) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第10条第1項又は第17条第1項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等及び同法第21条第1項の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等
- (17) 京都府立自然公園条例（昭和38年京都府条例第25号）第19条第4項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等及び同条例第31条第1項の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等
- (18) 京都府風致地区条例（昭和45年京都府条例第6号）第2条第1項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等及び同条例第6条第1項の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等
- (19) 京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）第76条第4項の規定による許可（同条例第82条において準用する場合を含む。）を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等及び同条例第79条第1項の規定による命令（同条例第82条において準用する場合を含む。）を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等
- (20) 砂防指定地における禁止行為及び制限行為に関する条例（平成15年京都府条例第20号）第3条の規定により制限する行為についての許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等
- (21) 宇治市風致地区条例（平成26年宇治市条例第33号）第3条第1項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等及び同条例第9条第1項の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等
- (22) 宇治田原町風致地区条例（平成26年宇治田原町条例第20号）第2条第1項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等及び同条例第7条第1項の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等

第8条に次の1項を加える。

4 条例第11条第2項第2号に規定する規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。

- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準じる事業として行う土地の埋立て等
- (2) 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備として行う土地の埋立て等
- (3) 宅地造成若しくは特定盛土等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第3条第5号の盛土又は切土に限る。以下この号において単に「特定盛土等」という。）又は特定盛土等に関する工事として行う盛土又は切土（それぞれその高さが2メートル以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えないものに限る。）に係る土地の埋立て等

第17条中「第7条第3項第16号」を「第7条第3項第18号」に改める。

第18条を削る。

第19条中「第27条の2第6項及び」を削り、同条を第18条とし、第20条を第19条とする。

本則に次の2条を加える。

（手数料の額）

第20条 条例第33条第1項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 許可申請手数料 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 条例第11条第2項に該当しない土地の埋立て等 1件につき 62,110円
 - イ 条例第11条第2項に該当する土地の埋立て等 1件につき 32,800円
- (2) 変更許可申請手数料 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 条例第11条第2項に該当しない土地の埋立て等 1件につき 36,410円
 - イ 条例第11条第2項に該当する土地の埋立て等 1件につき 19,600円

(手数料の納付方法)

第21条 条例第33条第1項に規定する手数料は、手数料の納付を地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に委託した場合において、申請の際にその旨を証することができるときは、申請の際には、その納付を要しない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年5月1日から施行する。ただし、第4条中京都府豊かな緑を守る条例施行規則第16条第7号の改正規定及び同規則別表第4の改正規定（「(第35条関係)」を「(第33条関係)」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に第1条の規定による改正前の宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則別記第1号様式により作成された書類は、同条の規定による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則別記第1号様式により作成された第2条第1項第1号に掲げる書類とみなす。

3 第6条の規定による改正後の京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第20条及び第21条の規定は、この規則の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用する。

訓 令

京都府訓令第13号

本 庁
地方機関

部課長専行規程及び京都府地方機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

部課長専行規程及び京都府地方機関処務規程の一部を改正する訓令

(部課長専行規程の一部改正)

第1条 部課長専行規程（昭和27年京都府訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第10条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第41条第2項の規定による勧告

第11条に次の1号を加える。

(25) 宅地造成及び特定盛土等規制法第22条第2項の規定による勧告

第11条の3第2項第7号中「(昭和36年法律第191号)」を削る。

(京都府地方機関処務規程の一部改正)

第2条 京都府地方機関処務規程（昭和30年京都府訓令第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号マ(エ)から(キ)までを削り、同号マ(ク)中「第38条第1項」を「第35条第1項」に、「(ア)から(キ)」

を「(ア)から(ウ)」に改め、同号マ中(ク)を(エ)とする。

第3条第8号ケ(エ)から(キ)までを削り、同号ケ(ク)中「第38条第1項」を「第35条第1項」に、「(ア)から(キ)」を「(ア)から(ウ)」に改め、同号ケ中(ク)を(エ)とする。

附 則

この訓令は、令和7年5月1日から施行する。

告 示

京都府告示第262号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項の宅地造成等工事規制区域及び同法第26条第1項の特定盛土等規制区域をそれぞれ次のとおり指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の閲覧場所等において閲覧に供する。

令和7年4月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 指定する区域

(1) 宅地造成等工事規制区域

福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町及び宇治田原町、相楽郡笠置町、和束町、精華町及び南山城村、船井郡京丹波町並びに与謝郡伊根町及び与謝野町の区域の

うち次の図に定める区域

(2) 特定盛土等規制区域

福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、亀岡市、京丹後市、南丹市、木津川市、綴喜郡井手町及び宇治田原町、相楽郡笠置町、和束町及び南山城村、船井郡京丹波町並びに与謝郡伊根町及び与謝野町の区域のうち次の図に定める区域

2 効力発生の期日

令和7年5月1日

3 閲覧場所等

(1) 京都府総合政策環境部循環型社会推進課、農林水産部経営支援・担い手育成課及び森の保全推進課並びに建設交通部建築指導課

(2) (1)の管理する府のウェブサイト